茨

城



# 茨城県報 第2906号

平成29年6月26日

月 曜 日

#### 次 目

	規	則		۸°. 31
◎茨城県県税条例施行規則の一部を改正する	規則(税務課)			2
	人事委員			
●職員の退職手当に関する規則の一部を改正	する規則 ・・・・・			2
	告	示		
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰	国の促進並びに	永住帰国した中	国在留邦人等及び特定配偶	i J
者の自立の支援に関する法律の規定による	医療機関及び施	術機関の指定及	び廃止(福祉指導課)・・・・	6
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰	国の促進並びに	永住帰国した中	国残留邦人等及び特定配偶	l L
者の自立の支援に関する法律の規定による	医療機関及び施	術機関の指定,	休止及び廃止(福祉指導調	(1) 9
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰	国の促進並びに	永住帰国した中	国在留法人等及び特定配偶	l E
者の自立の支援に関する法律の規定による	介護機関の指定	(福祉指導課)		10
●指定障害児通所支援事業者の指定 (2件)	(障害福祉課)・			11
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に	支援するための	法律に基づく指	定障害福祉サービス事業者	<u>:</u>
の指定更新(障害福祉課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				11
●受胎調節実地指導員の指定 (3件) (少子(	化対策課) · · · · ·			12
●大規模小売店舗の新設の届出(中小企業課	<u>(</u> )			12
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る	公告(中小企業	課)		14
◉道路の区域の変更 (3件) (道路維持課)・				15
◉道路の供用の開始 (2件) (道路維持課)・				16
◉土地改良区役員の退任 (農林事務所) ・・・・				17
	公	告		
●落札者等の公示(職業能力開発課)・・・・・・				17
●開発行為の工事完了 (2件) (建築指導課)				17
◉道路の位置の指定(建築指導課)・・・・・・・				18
◉道路の廃止 (建築指導課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				18
	正	誤		
●平成29年6月15日付け茨城県報第2903号中				19

規則

## 茨城県規則第46号

茨城県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年6月26日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県県税条例施行規則(昭和34年茨城県規則第107号)の一部を次のように改正する。

第19条の3を第19条の4とし、第19条の2の次に次の1条を加える。

(条例第39条の2第1項の規則で定めるもの)

第19条の3 条例第39条の2第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 公益社団法人又は公益財団法人であつて、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。) 第7条の4に規定する収益事業(以下この条において「収益事業」という。)を行わないもの
- (2) 一般社団法人(非営利型法人(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものに限る。)又は一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)であつて、収益事業を行わないもののうち、次のいずれかに該当すると知事が認めるもの

ア 法第25条第2項の規定により法人税割を課することができない者に準ずる者

- イ その事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国又は地方公共団体の交付金又は補助金,社会福祉法(昭和26年法律第45号)第112条に規定する共同募金の配分,寄付金その他その事業の収益以外のものによつて得ている者
- ウ 国又は地方公共団体からの委託を受けて事業を行うことを主たる目的としている者
- エ 国又は地方公共団体の施策の実施に著しく寄与している者
- (3) 条例第39条の2第1項第2号に掲げる者であつて、収益事業を行わないもの

第20条の2の2第2項第2号ア中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)」を「施行令」 に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会)

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年6月26日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖三郎

#### 茨城県人事委員会規則第13号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則(昭和38年茨城県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

(条例第14条第10項第2号に規定する人事委員会規則で定める者)

第12条の2 条例第14条第10項第2号アに規定する人事委員会規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各

号に定める者とする。

- (1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員(退職した職員をいう。以下この項において同じ。)であつて、同号に掲げる者に該当するもの
- (2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項 に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの
- (3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項 に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの
- 2 条例第14条第10項第2号イに規定する人事委員会規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

様式第11号の6 6の欄中「に、公共職業安定所」の次に「、地方公共団体」を加え、同様式備考第1項中「就業手当等」を「就業手当に相当する退職手当等」に改め、同様式備考第8項中「なお、」の次に「「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、」を加える。

様式第12号備考第2項中「,特例受給資格証又は被保険者手帳」を「又は特例受給資格証」に改める。 様式第13号を次のように改める。 様式第13号(第18条関係)

# 移転費に相当する退職手当支給申請書

			氏		名														
① 申	請	者	移転住所																
			移転住所																
。就	職先業	(D)	所	玍	地														
			70		称														
③ 就	職決月	定日	年		月	※ 雇	用非	期間											
受	講す共職第	る	所	玍	地														
練	等の旅	包設	名		称														
⑤年	講指	示日	年	月	日	6	受	講開	始	年	月日	7	受講	終了	予定	4	年	月	日
883	転 開定年月	始	年	月	П	9	乗車	(船)の	湯所			(10)	下車(	(船) の‡	揚所				
一丁	正年月	]	,		,		(出	発空	港)				(到	着空港	;)				
。移	転する	5者	生 ① 年 月		統	<b>*</b> •	泆	道	費	<b>※</b> я	沿 賃	※ 航	空賃	※ 車	賃	※移軸	<b>転料</b>	<ul><li>※着後</li><li>手当</li></ul>	※計
(III) 0	転する 氏	名	月日		柄	距離	運賃	急行 料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額	距離	支給額	支給	
本						キロメー	円	円	円	キロメー	円	キロメー	円	キロメー	円			額	円
				+	/	トル				トル	-	トル		トル		/	/		
家																			
																/			
族																			
						/				/	-					キロメ			
*	合	計		/												ートル	円	円	円
			※ 就耶	哉先	:の	事業:	主か	ら支	給さ	れる	就職支	て 度 費	骨の額						円
			※差	引支	た給物	頁													円
	上記(	かと	:おり! 年	申請		ます。日					申請者	<b>音</b> 氏名	7						

- 1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して 1 箇月以内に、元の任命権者に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて提出すること。
- 3 就職するために移転する場合には、④欄から⑦欄までは記載しないこと。
- 4 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、②欄及び③欄は記載しないこと。
- 5 ⑧欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。
- 6 ⑪の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によつて生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

様式第14号を次のように改める。

様式第 14 号(第 18 条関係)

# 求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏	名									性	別	男	· 女
者	住所は居	f 又 f 所				Г								
			名		称		所			在			坩	<u>p</u>
訪問	問事業	所 —												
					公 共			公共			公;	H <del>:</del>		公共
	宿泊	相联	業安	定所	関係	職業	安定所	関係	職業	安定	所 関 個	系職 業	安定	所関係
**		数	, io di ∈	<b>注 1 ユ</b>	泊上			泊			ì	伯		泊
	上記	かとお 年	5 り 甲 i E	清しま 月	9。				由建力	工力				Œ II
	<b>r</b>	,		殿		r		1	申請者	八名		1		
		鉄		道 T	賃	船	賃	航電離	空賃	車	賃	宿泊料	計	鉄 道 距 離 換 算 キ ロ 数
<b>*</b>	区間	距離 キロンメー	運賃 (円)	急行料金	計 (円)	距離ロメ	運賃 (円)	(キロ)メー	運賃 (円)	距離 は ロー	支給額 (円)	(円)	(円)	キロ数 [ <sub>キロメ</sub> ]
処		トルノ	(円)	(円)	(円)	トル	(円)	トル	(円)	メートル	(円)			ートル
理														
欄														
	合計					<b>永</b> 7	者か	ら支急	含され	る広場	↑ おお 職			
						活!	動に	要す	るを	費用	の額			円
						差	引		支	給	額			円

- 備考 1 この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から 起算して10日以内に元の任命権者に提出すること。
  - 2 ※印欄には記載しないこと。

様式第14号の2(裏面)備考第1項中「短期訓練受講費」を「求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当」 に改める。

様式第14号の3(裏面)備考第1項中「求職活動関係役務利用費))」を「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当))」に、「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)支給申請書」を「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書」に、「求職活動関係役務利用費の」を「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当の」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の職員の退職手当に関する規則第12条の2の規定は、退職職員(退職した職員の退職手当に関する規則第1条に規定する職員をいう。)であって職員の退職手当に関する条例(昭和38年茨城県条例第1号)第14条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。
- 3 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の職員の退職手当に関する規則の 様式 (次項において「旧様式」という。) により使用されている書類は、この規則による改正後の職員の退職手当 に関する規則の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

\_\_\_\_\_\_ 告 示

#### 茨城県告示第801号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(同法第55条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり指定し、及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年6月26日

医療機関コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
0115188 水戸あおぞらクリニック	水戸市河和田 3 - 2337 - 12	内科 (ペインクリ ニック)	細谷 真人	平成29年 4月1日	指定
1210400 ひたち太田家庭医療診療 所	常陸太田市西宮町1876	内科,小児科	医療法人大森医院 理事長 大森 英俊	平成29年 4月11日	指定

医療機関コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
1711407 メイプル子どもクリニッ ク	取手市井野800-4	小児科	土田 晋也	平成29年 4月1日	指定
1911106 セントラル総合クリニッ ク	牛久市上柏田 4 - 58 - 1	内科,外科,消化器内科,整形外科,泌尿器科,小児科,呼吸器内科,脳神経外科,産婦人科,麻酔科,皮膚科,神経内科,放射線科	社会医療法人 若竹会 理事長 竹島 徹	平成29年 4月1日	指定
2013365 つくばすずらん皮膚科ク リニック	つくば市西平塚146 – 1	皮膚科	石井 亜希子	平成29年 4月1日	指定
2013373 おいかわ腎泌尿器クリ ニック	つくば市面野井1004 - 5	泌尿器科, 外科, 内科	及川 剛宏	平成29年 4月1日	指定
0212282 石川内科ファミリークリ ニック	日立市桜川町 3-11-15	内科,消化器内科, 肝臓内科,小児科, 心療内科	医療法人潤聖会 理事長 石川 晶久	平成29年 4月1日	指定
0611715 長倉内科・外科クリニッ ク	筑西市玉戸字伊房地1270- 207	内科, 外科, 消化器内科	医療法人筑越会 理事長 長倉 成憲	平成29年 4月1日	指定
0611723 武井眼科医院	筑西市二木成1515	眼科	医療法人 武井 眼科医院 理事 長 武井 洋一	平成29年 4月1日	指定
1711415 椎貝クリニック	取手市中央町 2 - 25取手 i セ ンター 305号	内科	医療法人社団春 望会 理事長 椎貝 達夫	平成29年 4月1日	指定
2013399 耳鼻咽喉科 学園の森ク リニック	つくば市学園の森 2 - 39 - 2	耳鼻咽喉科, 皮膚科	医療法人 学園 の森クリニック 理事長 中村 和隆	平成29年 4月1日	指定
2013407 かわごえ皮膚科クリニッ ク	つくば市竹園 2 - 14 - 1 グ ランデュール竹園 1 F	皮膚科	医療法人社団珠 寿会 理事長 河越 圭子	平成29年 4月1日	指定
2111680 さわ西クリニック	ひたちなか市高場 5 - 4 - 20	内科, 泌尿器科, 皮膚科	医療法人 さわ 西クリニック 理事長 鈴木 謙一	平成29年 4月1日	指定
2210615 鹿嶋眼科クリニック	鹿嶋市宮中290-1 ショッ ピングセンターチェリオ1階	眼科	大垣 節子	平成29年 4月1日	指定
2410777 えのもと小児科	守谷市松ヶ丘 6 - 6 - 1 ア クロスモール守谷内	小児科, 新生児内 科, アレルギー科	医療法人 あゆ み会 理事長 榎本 啓典	平成29年 4月1日	指定
0134037 古木歯科医院	水戸市東野町152-5	歯科,小児歯科	医療法人 古木 歯科医院 理事 長 古木 要	平成29年 4月1日	指定
2032320 医療法人社団スカンジナ ビアオルソケアー つく ば毛利矯正歯科	つくば市春日2-2-7	矯正歯科, 歯科, 小 児歯科	医療法人社団ス カンジナビアオ ルソケアー 理 事長 毛利 環	平成29年 3月29日	指定
0143929 あんず薬局見和店	水戸市見和1-336-2	薬局	株式会社ベルク ラン薬学社 代 表取締役 鈴木 学	平成29年 5月1日	指定

医療機関コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
1741119 すず薬局戸頭店	取手市戸頭4-16-3 1階2号室	薬局	有限会社ファーマシーすず 代表取締役 鈴木伸良	平成29年 5月1日	指定
0143911 小沼薬局	水戸市元台町1509	薬局	株式会社サンテ 代表取締役 髙 橋 弘明	平成29年 4月1日	指定
0341846 学園調剤薬局 荒川沖店	土浦市荒川沖422 - 1	薬局	株式会社 KRS 代表取締役 大島 勝之	平成29年 4月1日	指定
1140551 せきい薬局	常総市新石下1012-10	薬局	関井 廉	平成29年 4月1日	指定
1640766 病院まえドラッグ薬局	笠間市鯉淵6526-236	薬局	株式会社アイン ファーマシーズ 代表取締役 大 石 美也	平成29年 4月1日	指兌
1940703 アイン薬局牛久柏田店	牛久市上柏田 4 - 59 - 4	薬局	株式会社アイン ファーマシーズ 代表取締役 大 石 美也	平成29年 4月10日	指分
3840877 あみはら薬局	稲敷郡阿見町阿見4811-6	薬局	株式会社 J M 代表取締役 山 本 大	平成29年 4月1日	指兌
416 からだ元気治療院 高 萩・北茨城店(金田 裕 史)	北茨城市磯原町磯原2-155 -202	あん摩マッサージ 指圧	金田 裕史	平成29年 5月11日	指分
417 からだ元気治療院 高 萩・北茨城店(長谷川 賢次)	北茨城市磯原町磯原 2 - 155 - 202	あん摩マッサージ 指圧	長谷川 賢次	平成29年 5月11日	指定
418 からだ元気治療院 高 萩・北茨城店 (加藤 博 之)	北茨城市磯原町磯原 2 - 155 - 202	あん摩マッサージ 指圧	加藤 博之	平成29年 5月11日	指领
424 からだ元気治療院 高 萩・北茨城店(長谷川 賢次)	北茨城市磯原町磯原 2 - 155 - 202	はり・きゅう	長谷川 賢次	平成29年 5月11日	指定
425 からだ元気治療院 高 萩・北茨城店 (加藤 博 之)	北茨城市磯原町磯原 2 - 155 - 202	はり・きゅう	加藤 博之	平成29年 5月11日	指定
0212134 石川内科ファミリークリ ニック	日立市桜川町 3-11-15	内科,消化器内科, 小児科,心療内科	石川 晶久	平成29年 3月31日	廃」
0611574 長倉内科・外科クリニッ ク	筑西市玉戸1270-207	内科,消化器内科, 外科	長倉 成憲	平成29年 3月31日	廃」
0610493 武井眼科医院	筑西市二木成1508	眼科	医療法人 武井 眼科医院 理事 長 武井 洋一	平成29年 3月31日	廃」
1711365 椎貝クリニック	取手市中央町2-25取手iセンター3階	内科,皮膚科	椎貝 達夫	平成29年 3月31日	廃」

医療機関コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
2013084 耳鼻咽喉科 学園の森ク リニック	つくば市学園の森 2 - 39 - 2	耳鼻咽喉科,皮膚科	中村和隆	平成29年 3月31日	廃止
2010429 かわごえ皮膚科クリニッ ク	つくば市竹園 2 - 14 - 1 グ ランデュール竹園 1 F	皮膚科	河越 圭子	平成29年 3月31日	廃止
2111250 さわ西クリニック	ひたちなか市高場 5 - 4 - 20	内科, 泌尿器科, 皮 膚科	鈴木 謙一	平成29年 3月31日	廃止
2210607 医療法人社団英正会 鹿 嶋眼科クリニック	鹿嶋市宮中290-1 ショッ ピングセンターチェリオ1階	眼科	医療法人社団 英正会 理事長 髙橋 英敏	平成29年 3月31日	廃止
2410736 えのもと小児科	守谷市松ヶ丘6-6-1 ア クロスモール守谷内	小児科, 新生児科, アレルギー科	榎本 啓典	平成29年 3月31日	廃止
0132080 古木歯科医院	水戸市東野町152-5	歯科,小児歯科	古木 要	平成29年 3月31日	廃止
2032106 医療法人社団スカンジナ ビアオルソケアー つく ば毛利矯正歯科	つくば市竹園 2 - 7 - 8 グランシャリオ竹園102号	矯正歯科, 歯科, 小 児歯科	医療法人社団ス カンジナビアオ ルソケアー 理 事長 毛利 環	平成29年 3月28日	廃止
0140354 小沼薬局	水戸市元台町1509	薬局	小沼 貞治	平成29年 3月31日	廃止
0341531 学園調剤薬局荒川沖店	土浦市荒川沖422-1	薬局	相坂 和身	平成29年 3月31日	廃止
1140312 せきい薬局	常総市新石下1012-10	薬局	関井 弘美	平成29年 3月31日	廃止
1640154 病院まえドラッグ薬局	笠間市鯉淵6526 - 236	薬局	有限会社ともべ 薬局 代表取締 役 生駒 忠史	平成29年 3月31日	廃止
1940661 アイン薬局牛久柏田店	牛久市柏田町1583 - 6	薬局	株式会社アイン ファーマシーズ 代表取締役 大 石 美也	平成29年 4月9日	廃止
3840448 阿見原薬局	稲敷郡阿見町阿見原4811-6	薬局	株式会社セカン ドメディカル 代表取締役 下 重 昌義	平成29年 3月31日	廃止
2190063 ニチイケアセンターひた ちなか 訪問看護ステー ション	ひたちなか市東石川 2 - 6 - 10	訪問看護	株式会社ニチイ 学館 代表取締 役 寺田 明彦	平成29年 5月1日	廃止
1006 きぬ川整骨院(徳田 正 義)	結城市結城7201 - 1	柔道整復	徳田 正義	平成29年 4月17日	廃止
210 鍼灸天真(中村 正信)	土浦市中高津2-3-6	はり・きゅう	中村 正信	平成29年 4月10日	廃止

## 茨城県告示第802号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(同法第55条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり指定し、及び休止、廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の

自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年6月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1				1
所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
水戸市見和1-336-6	内科, 外科, 胃腸内科, 肛門外科, 乳腺, 甲状腺外科	阿久津 泰典	平成29年 5月1日	指定
かすみがうら市上稲吉38	内科, 外科, 形成外科, 精神科	伊藤 佐知子	平成29年 4月1日	指定
つくば市天久保1 - 3 - 1	歯科	公益財団法人筑 波メディカルセ ンター 代表理 事 志真 泰夫	平成29年 5月10日	指定
かすみがうら市稲吉東4-4 -39	薬局	有限会社花梨薬 局 代表取締役 長南 登志	平成29年 4月1日	指定
水戸市堀町878-3	柔道整復	有川 功基	平成29年 5月25日	指定
日立市若葉町2-5-5	柔道整復	近藤 大輔	平成29年 5月25日	指定
つくばみらい市西楢戸851- 1	柔道整復	色川 雅裕	平成29年 5月25日	指定
水戸市元吉田町1249-21	あん摩マッサージ 指圧	寺門 秀紀	平成29年 5月25日	指定
   行方市麻生105 – 4	あん摩マッサージ 指圧	塚﨑 良	平成29年 5月25日	指定
行方市麻生105 - 4	はり・きゅう	塚﨑 良	平成29年 5月25日	指定
かすみがうら市稲吉東 1 - 15 - 2	薬局	有限会社花梨薬 局 代表取締役 中村 克幸	平成29年 3月31日	廃止
石岡市南台 2 - 15 - 1 パル ネット内藤 B102	柔道整復	佐川 博行	平成29年 4月24日	廃止
水戸市南町 3 - 4 - 21	産科,婦人科	医療法人社団 正愛会 理事長 関 正純	平成29年 3月31日	休止
	水戸市見和1-336-6  かすみがうら市上稲吉38  つくば市天久保1-3-1  かすみがうら市稲吉東4-4 -39  水戸市堀町878-3  日立市若葉町2-5-5  つくばみらい市西楢戸851-1  水戸市元吉田町1249-21  行方市麻生105-4  行方市麻生105-4  かすみがうら市稲吉東1-15-2  石岡市南台2-15-1  ボル	水戸市見和1-336-6       内科,外科,胃腸内科,肛門外科,乳腺・甲状腺外科         かすみがうら市上稲吉38       内科,外科,形成外科,精神科         つくば市天久保1-3-1       歯科         かすみがうら市稲吉東4-4-39       薬局         水戸市堀町878-3       柔道整復         日立市若葉町2-5-5       柔道整復         つくばみらい市西橋戸851-1       柔道整復         水戸市元吉田町1249-21       あん摩マッサージ指圧         行方市麻生105-4       はり・きゅう         かすみがうら市稲吉東1-15-2       薬局         石岡市南台2-15-1       パルネット内藤 B102	水戸市見和1-336-6       内科、外科、胃腸内科、乳腺・甲状腺外科 の料、肛門外科、乳腺・甲状腺外科 の料、精神科 の材、外科、形成外科、精神科 のくば市天久保1-3-1       内科、外科、形成外 伊藤 佐知子 公益財団法人第一次を表大 で表表大 有限会社花梨薬 局局 代表表表 有限会社花梨薬役長南 党志 有川 功基         かすみがうら市稲吉東4-4 -39       素道整復	本戸市見和1-336-6

## 茨城県告示第803号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成29年6月26日

コード 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0840241673 サンドラッグ日立会瀬薬局	日立市会瀬町4-14-1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	株式会社サンド ラッグ	平成29年 5月11日
0847440187 希望ヶ丘薬局	小美玉市中台829-21	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	株式会社メディウェーブ	平成29年 5月9日
0873801088 ケアプランセンター阿見こな ん	稲敷郡阿見町南平台 1 - 33 -10	居宅介護支援事業	社会福祉法人青洲会	平成29年 5月1日
0810311779 野上病院	土浦市東崎町6-8	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビ リテーション	医療法人 慈厚 会	平成29年 5月11日

## 茨城県告示第804号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成29年6月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0852000447	えみかキッズ	つくば市観音台一 丁目21番地3 ヴァンテアン101 号室	株式会社 COLORS	つくば市観音台一 丁目21番地3 ヴァンテアン101 号室	平成29年 7月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス

#### 茨城県告示第805号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成29年6月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0850100298	樹の子クラブ	水戸市堀町764番 地の3	特定非営利活動 法人 だいち	水戸市堀町767番 地の1	平成29年 7月1日	児童発達支援

# 茨城県告示第806号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成29年6月26日

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定更新 年月日	サービス の 種 類
0811600303	障害者支援事業 所さくら	茨城県笠間市寺崎 161 - 1	社会福祉法人木犀会	茨城県笠間市鯉渕 字 十 ノ 割6266番 185	平成29年 7月1日	生活介護

#### 茨城県告示第807号

母体保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項の規定により、次の者を平成29年6月16日に受胎調節実地指導 員に指定した。

平成29年6月26日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 古川 舞

住 所 茨城県取手市山王316番地

#### 茨城県告示第808号

母体保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項の規定により、次の者を平成29年6月16日に受胎調節実地指導 員に指定した。

平成29年6月26日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 茂手木 蕗

住 所 茨城県稲敷郡河内町源清田3565番地

## 茨城県告示第809号

母体保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項の規定により、次の者を平成29年6月16日に受胎調節実地指導 員に指定した。

平成29年6月26日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 針谷 しおり

住 所 茨城県坂東市沓掛4234番地1

#### 茨城県告示第810号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年6月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 石井 俊樹

(2) 住所

つくば市西大橋599番地1

- 2 届出事項の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) つくばみらいSC

つくばみらい市富士見ヶ丘一丁目1番

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地1	石 井 俊 樹
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 博 丈
株式会社セキ薬品	埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目2番22号	関 伸治
未定	未定	未定

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年2月16日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

 $4.372 \,\mathrm{m}^2$ 

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 221台

イ 駐輪場の収容台数 125台

ウ 荷さばき施設の面積 304㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 20.5㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 翌午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分~翌午前0時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時~午後9時(一部午前6時~午前8時30分)

3 届出年月日

平成29年6月15日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

#### 茨城県告示第811号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成29年6月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 大規模小売店舗の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 かわねや木崎店 常陸太田市木崎二町874
- (2) 届出の概要
  - ア 届出の種類及び届出の公告日 変更の届出 (第6条第2項) 平成29年3月16日
  - イ 変更しようとする事項
    - (ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,171㎡

(変更後) 2,988㎡

(イ) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 218台

(変更後) 150台

(ウ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 16台

(変更後) 93台

(エ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 121m<sup>2</sup>

(変更後) 147.42㎡

(オ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 33m3

(変更後) 32.63m<sup>3</sup>

(カ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場(1)午前7時45分~翌午前0時15分(一部午後9時) 駐車場(2)午前7時45分~翌午前0時15分(一部午後9時) 駐車場(3)午前7時45分~午後9時

(変更後) 駐車場(1)午前7時45分~翌午前0時15分(一部午後9時) 駐車場(2)午前7時45分~午後9時

- (キ) 駐車場の自動車の出入口の位置
- (ク) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前4時~午後9時

(変更後) 午前6時~午後9時

(3) 届出年月日

平成29年3月6日

# 2 市町村の意見

事 項	常陸太田市からの意見の概要
防災・防犯・青少年	ア 駐車場等へ防犯カメラを設置するなど、店外における防犯対策を図ること。
の非行防止対策への協	イ 「青少年の健全育成に協力する店」への登録及び登録要項における登録店の実施
力	事項の遵守。

理 由

- ア 店舗外における犯罪の抑止のため、駐車場等に防犯カメラを設置し、市民の安全確保を図るため。
- イ 「青少年の健全育成に協力する店」への登録をお願いし、青少年に関わりの深い関係店舗の社会環境健全 化への関心を高めるとともに、青少年の健全育成に向けた協力体制の確立を図るため。

## 3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

## 茨城県告示第812号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年6月26から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年6月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸勝田那珂湊線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地	の幅員	延長		摘要		
			メートル	メートル				
	   IB	最大	26.1	272				
水戸市飯富町字下河原3642番2地先から	114	最小	14.1	212				
水戸市飯富町字下河原5425番1地先まで	新	最大	26.9	272	現 ji	直 扨	F 1	幅
	材	最小	16.4	212	火工	旦 1//	۵ II	/田

#### 茨城県告示第813号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき, 道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年6月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年6月26日

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦境線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員		敷地の幅員		敷地の幅員		敷地の幅員		敷地の幅員 延長		
			メートル	メートル								
土浦市佐野子字向谷原1163番1地先から	( A )	最大	15.0	0.100								
土浦市矢作字水深1959番地先まで	(A)	最小	4.5	3,130								
	ĬΗ											
土浦市佐野子字向谷原1163番1地先から	(D)	最大	94.8	7.020								
つくば市天久保一丁目101番まで	(B)	最小	16.5	7,638								
土浦市佐野子字向谷原1163番 1 地先から	新 (B)	最大	94.8	7.638	旧道移	管						
つくば市天久保一丁目101番まで	材  (B <i>)</i>	最小	16.5	7,038	10	E						

# 茨城県告示第814号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成29年6月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

平成29年6月26日

- 2 路線名 筑西三和線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地	の幅員	延長		摘	要	
			メートル	メートル				
結城郡八千代町大字西大山字屋敷添451番	   IB	最大	46.7	66				
6 地先から	IH	最小	28.5	00				
結城郡八千代町大字西大山字屋敷添451番	新	最大	64.8	66	ΙΉ	道	拡	幅
3 地先まで	材  	最小	34.1	00	現	旭	114	啪

#### 茨城県告示第815号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成29年6月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成29年6月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 日立笠間線
- 2 供用開始の区間 笠間市大橋字細内2185番 4 地先から

笠間市大橋字細内2940番地先まで

3 供用開始の期日 平成29年6月26日

## 茨城県告示第816号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成29年6月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成29年6月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 日立笠間線

2 供用開始の区間 笠間市大橋字岡の宿2967番地先から

笠間市大橋字岡の宿2967番地先まで

3 供用開始の期日 平成29年6月26日

#### 茨城県告示第817号

水戸市渡里町1501番地の2に事務所を置く渡里台地土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成29年6月26日

茨城県県央農林事務所長 塩 原 克 己

退任

職名	氏	名	住所
理 事	池田	紘	水戸市河和田町4384番地の88

公 告

## ◉落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成29年6月26日

茨城県知事 橋 本 昌

#### [掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在 地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は 随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合 には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は同規則第5条第1項の公示 を行った日

①産業技術短期大学校職業訓練用電子計算機器―式賃貸借 ②商工労働観光部職業能力開発課 水戸市笠原町978番 6 ③平成29年6月15日 ④NECキャピタルソリューション株式会社 関東支店長 古見 一夫 埼玉県さいたま 市大宮区桜木町一丁目10番地17 ⑤29,878,800円 ⑥一般競争入札 ⑦平成29年4月20日

## ●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 東茨城郡茨城町大字大戸字馬場前1746番2,1735番3
- 2 事業主の住所及び氏名

水戸市河和田 3 丁目2370番地の 3 ディアステージ203号 川 野 勝 行,川 野 菜 月

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 結城郡八千代町大字塩本字北野269番13

2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字菅谷1021番地1 ヴィクトリーⅡ102

森 享代

## ●道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。 平成29年6月26日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日		申請者	<b>送吸の位果</b>	道路の幅員及び延長			
11 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 /	1日	氏 名	進路の位置 住 所		幅 員	延長		
					メートル	メートル		
建指指令	平成29年6月19日	株式会社ジ	笠間市八雲一丁目9	笠間市旭町字旭崎643	6.08	53.25		
第45号		ャパンプラ	番25号	番1,644番2				
		ンニング						
		代表取締役						
		角田 等						

●道路の廃止

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第 1 項第 5 号に規定する道路を次のとおり廃止した。 平成29年 6 月29日

廃止番号	<b>感儿在月</b> 日		申請者	道路の位置	道路の幅員及び延長			
光正宙 5	廃止年月日	氏 名	住 所	担的*/一位但	幅 員	延 長		
					メートル	メートル		
鹿セ建指令	平成29年6月14日	株式会社宮	茨城県鹿嶋市宮中	鹿嶋市大字宮中字新町	4.00	25.20		
第4号		中地所	1997番地 2	附2317番 5, 2317番17,				
		代表取締役		2317番18, 2317番19,				
		宮内 光一		2317番20, 2317番21の				
				各一部				

正誤

平成29年6月15日付け茨城県報第2903号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
27	上から39	49,133	49,132
21	上から42	49,133	49,132
28	上から6	407,078	407,074
20	上から29	8,185	8,173
	上から11	407,078	407,074
29	上から17	407,078	407,074
	上から23	407,078	407,074

20	茨	城	県	報	第 2906 号	平成29年6月26日(月曜日)	)
<b>仁</b> 泗日	<ul><li>木曜口祭</li></ul>	(Y) (S)	急事項は	号外角	[行 <b>] (</b> 定価	送料とも1月) 3,150円)	
<b>丏</b> 飓力						3, 150円ノ	
		発 行	茨	切	県		
購認	売申込先 :	<b>=</b> 310-85	555 茨	城県 7	水戸市笠原	町 978 番 6	
					部総務課		
		電話番	号 029	(301)	1 1 1 1 (	代)	